

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正に対する意見及び市の考え方

	意見内容	市の考え方
1	<p>改正案の内容はおおむね賛成します。刺青や飲酒、音響の禁止など当然で、人々が安全で安心して楽しめる本来の海水浴場を目指すべきでしょう。できれば店舗内での飲酒も規制したいところですが、業者の立場もある程度斟酌せざるを得ないでしょう。</p> <p>この改正案で実施してみて、その結果を検証しながら、問題があれば更に改善を図っていただければと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、今回の改正条例を運用し、その結果に応じて必要な対応を講じてまいります。</p>
2	<p>海水浴場の近隣住民より入れ墨の露出や飲酒による迷惑行為に関して多くの苦情があると聞く。近隣住民からの苦情は海水浴場内ではなく、駅や駐車場等、帰宅交通手段への動線上で目視される事象に対して発せられるにもかかわらず、今回の条例改正案ではエリアを拡大するどころか、入れ墨に関しては現状維持である。由比ガ浜海水浴場、腰越海水浴場には国道を挟んでコンビニエンスストアが存在し、夏の間は店舗前での飲酒行為や入れ墨の露出をしている若者の集団が後を絶たない。これが逗子海水浴場と大きく違う立地である。風紀を乱すと想定できる若者は今夏、この立地での遊興を楽しんでいる。</p> <p>今夏、逗子の条例改正でマナーの悪い若者が鎌倉へ流入したのであれば、海水浴場の開設責任の範囲で条例化すれば良いとの行政特有のロジックは当該問題の解決に至らない。鎌倉市内、公の場所では禁酒、入れ墨の露出を禁止する条例改正をするべきと意見する。</p>	<p>平成 26 年の海水浴場をめぐっては、「日本一厳しい条例の逗子」と「規制の緩い鎌倉」を対比する内容で多くの報道が行われ、「規制の緩い鎌倉」を目指して多くの若者が来訪したと考えられます。</p> <p>今回の条例改正により、「規制の緩い鎌倉」というイメージの払しょくを期待しております。条例による砂浜での飲酒、音響機器の使用や入れ墨の露出禁止をはじめ、海の家に関するルールについても一部見直しを行い、両者併せて「規制の緩い鎌倉」のイメージを払しょくし、風紀悪化を招く若者の来訪を減少させようと考えています。</p>
3	<p>より規制の緩い海水浴場にマナーの悪い若者は集まります。この度の条例改定は、「音響による音楽・音声の禁止」と「海の家以外での飲酒の禁止」のみで、逗子海水浴場条例に含まれている、海を家の営業時間短縮（逗子では 18:30 迄）や刺青露出禁止は盛り込まれておりません。マナーのわるい若者が流れて来ないよう、最低でも逗子と同基準の条例を定めて頂きたい、お願い申し上げます。2014 年の現状を見る限り、「マナー向上の呼びかけ」では改善は一切望まれません。</p> <p>また、条例が徹底されるよう、監視所などでの警察官の常駐もお願い致します。</p>	<p>風紀悪化を招く若者の来訪を減少させることにより、海水浴場内のみならず、駅や駐車場などへの動線上における迷惑行為も改善されるものと考えています。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正案に賛成する。現行案よりも前進しているので賛成するが、十分と思っているわけではない。</li> <li>・下記事項について継続検討を希望する</li> </ul> <p>(1) 逗子市と藤沢市と横並びの規制が必要。今回の改正案でも甘いのではないかと。神奈川県では</p>	<p>(1) 近隣市との横並びの規制については、各市の状況や考え方に違いがあるため、難しいと考えますが、情報交換や連携を適宜行ってまいります。</p>

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正に対する意見及び市の考え方

	意見内容	市の考え方
	<p>各市で規制するようにとの結論となったようだが、鎌倉市が実質的に甘い規制であることを危惧する。</p> <p>(2) ③飲酒について、海の家のお店場所の範囲を明確にするべきである。(板敷きの店なら見た目で境界がわかるが、砂地で砂浜まで続いていたり、板敷きの前の砂浜を整地してあたかも店先のようになっているところもあった。)</p> <p>パトロールの際、困らないようにしないといけない。</p> <p>(3) 改正箇所が不明。改正案に関する意見募集なら改正案の条文を示すべき。そして、現行条例との対比でどこをどう変えるのかを示すべき。(鎌倉市の慣例でそのようなパブコメの作りでないことは承知しているが、気に入らないので毎回指摘する。)</p> <p>今回の例では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6条：行わないように努める→してはならない</li> <li>・別表(第2条)の2項目(「音響・・・」と「酒に酔って・・・」)の改正内容(今回は、「改正の主な内容」という資料に上記内容は網羅されているが、現行条例の朱書き版をつくらないと全体像がわからない。なお、解説資料をつくることに反対しているわけではない。)</li> </ul>	<p>(2) 占有許可権者である県土木事務所と連携しながら、海を家の範囲の明確化を指導してまいります。</p> <p>(3) パブリックコメントの時点では改正の要旨という形でお示ししています。現行条例との対比が明確となるような分かり易い表現に、今後も努めてまいります。</p>
5	<p>今回の改正主旨に賛成です。その上で、別表(第2条)の「海を家の店舗以外の場所で飲酒すること」について、これを「飲酒すること」と改めることを提案します。どこで飲もうとアルコールの酔酩効果は変わりませんし、酔って他人に迷惑をかけることはもちろん、身体的な危険(遊泳時の心臓麻痺など)も懸念されます。結局、海水浴を楽しむ上で、酒は有害無益と言わざるを得ません。お酒を楽しみたければ、市内の然るべき場所へ行くべきです。安全・安心な海水浴場を守るために、以上酌んで頂けましたら幸いです。</p>	<p>海を家での飲酒を含めた「海を家の営業に関するルール」につきましては、関係機関、市民団体、海水浴場の近隣自治・町内会の代表で組織する「鎌倉市海水浴場のあり方・ルール協議会」において、今後協議を進めてまいります。</p>
6	<p>Webサイトに倣い、本文書中では以下の文書を「改正の要旨」と呼びます。  <a href="http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/jureipc.pdf">http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/jureipc.pdf</a></p> <p>また、「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」を「現在の条例」と呼びます。</p> <p>要望：基本理念を徹底してください</p>	<p>基本理念の徹底につきましては、条例の改正により、お酒や音楽を楽しみたい人を排除しようとする考えはありません。海を家での飲酒は可能であり、また音楽についてもイヤホンを使用してお楽しみいただくことはできます。一方</p>

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正に対する意見及び市の考え方

意見内容	市の考え方
<p>現在の条例は「他人を思いやり、お互いが快適に楽しめる海水浴場」が基本理念になっており、改正の要旨を参照する限り、今回はこの基本理念が改正されることはないと理解いたしました。であれば、この基本理念をきちんと徹底してください。</p> <p>現在の条例及び改正案では、海水浴場で特定の利用方法を目的として海水浴場を訪れる利用者を排除しようとしていることは明らかです。</p> <p>排除される利用者の例： 海水浴場でお酒を楽しみたい利用者 海水浴場で音楽を楽しみたい利用者</p> <p>こういった利用者が、基本理念にある「お互い」という言葉から除外されている点で、現在の条例および改正案どちらも、基本理念に沿っていないことは明らかです。基本理念とは、その名前の通り条例の基本となるべきもので、個々の具体的な条例の内容はその基本理念に沿ったものになるべきで、その基本理念を実現するために必要なものであるべきです。改正案では基本理念をきちんと徹底してください。</p> <p>基本理念に沿えば、鎌倉市の海水浴場は先に挙げたような利用者にも開かれた場所となるはずで す。また一方で、海水浴場で静かに過ごしたい方々も当然いらっしゃいます。安易にどちらかを 排除するのではなく、どのようなすれば「お互いが快適に楽しめる」かをきちんと検討し、基本理 念に沿った条例に改正してください。</p> <p>要望：海水浴場のマナーと周辺地域の犯罪数についてきちんとした数字を公開し、それに基づい て検討してください 改正の要旨にある資料では、犯罪件数の増減が海水浴場のマナーと関係するのかどうか、全くわ かりません。</p>	<p>で、近隣市の規制に比べ、「規制が緩い鎌倉」というイメージがあり、羽目をはずして飲酒をし、大音量で音楽を流すなどの迷惑行為が多く見られたため、飲酒や音響機器について一定の規制をしようとするものです。</p> <p>また、改正の要旨にお示ししました犯罪発生件数は、海水浴場開設期間中に海水浴場及び周辺において発生した犯罪発生件数を鎌倉警察署から聴取したものです。</p> <p>用途別のエリア分けにつきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正に対する意見及び市の考え方

意見内容	市の考え方
<p>例えば、改正の要旨では逗子市からの利用者の流入を理由に挙げ、犯罪数の増加を説明しています。しかし、逗子市の条例が厳格化される前の H24, H25 を比べても H25 から H26 とほぼ同率の増加が見られ、H25 から H26 の増加だけを逗子市からの利用者の流入と判断する根拠に乏しいです。</p> <p>また、神奈川県が発表している海水浴場の利用客数の推移によると、鎌倉市内三ヶ所の海水浴場の利用客数は H25 の 1,128,800 から H26 は 927,200 と、およそ 18%も減少しております。にも関わらず、犯罪件数が増加しているのであれば、それは海水浴場の利用客数とは相関がないと判断されるのが通常です。また、この数字が逗子市からの利用者の流入を説明しているとも思えません。</p> <p><a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6464/p701660.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6464/p701660.html</a></p> <p>鎌倉市のサイトで公開されている市内の犯罪状況と比較すると、改正の要旨にあるものとは異なっており、改正の要旨にある数字は恐らく何らかの操作（特定条件での抽出など）がなされているものと思われます。この操作の内容が公開されていないので、この数字の妥当性が検討できません。</p> <p><a href="http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/anai/hanzai_jouhou25.html">http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/anai/hanzai_jouhou25.html</a></p> <p>全体的に、改正の要旨にて示された犯罪数に関わる数字はデータとして不十分で、海水浴場のマナーと周辺地域の犯罪数についての検討を行うための基礎とするには貧弱です。もし仮に、改正案の検討が同じ数字に基づいてなされているのであれば、ぜひもう一度きちんとした数字を集め、再度検討することを要望します。</p> <p>ご提案：海水浴場内を用途別のエリアに分ける 海水浴場に複数の用途別エリアを設けることをご提案します。</p>	

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の一部改正に対する意見及び市の考え方

意見内容	市の考え方
<p>現在、海面については遊泳を行う範囲、サーフボードが利用できる範囲など、エリア別の運用がなされています。これと同様なことを海岸で行えないでしょうか。先ほど挙げたとおり、海水浴場の利用者には様々な利用目的を持って訪れる方々がいらっしやって、それが時にはお互いの利用目的に干渉しそれを妨げることがあります。現在特に顕在化している利用目的の干渉の原因の一つが、飲酒、音楽に対する受容の有無の違いだと理解しております。こういった、特に干渉が顕著な利用目的の違いについては、海水浴場内をエリアに区切り、それぞれ飲酒、音楽の可否であったり、ファミリー向けなどの目的別の用途を設けることで「お互いが快適に楽しめる海水浴場」が実現可能なのではないのでしょうか。</p> <p>以上、ご検討ください。</p>	